

◎新潟県告示第429号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新潟地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 羽黒地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成26年9月4日から平成27年3月7日まで
- 3 作業地域 新潟市西蒲区羽黒 地内